

平成 28 年 11 月 1 日（火）

尼崎市環境審議会

参考 2

尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン

（案）

尼崎市

[目次]

本編

はじめに・・・1

第1章 生物多様性とはなにか・・・2

- 1 生物多様性とは...2
- 2 生物多様性の恩恵...3
- 3 生物多様性の危機...4
- 4 生物多様性を保全・創出していく必要性とその課題...4

第2章 尼崎市における生物多様性・・・5

- 1 尼崎市の自然環境の変遷...5
- 2 尼崎市における生物多様性の現状と課題...6
- コラム 「自然の保護」と「生物多様性の保全」の違い...7

第3章 尼崎市の生物多様性を保全・創出していくために配慮すべきこと・・・8

- 1 尼崎市の生物多様性に対する考え方...8
- 2 配慮事項...8
 - 配慮事項1 緑地・水辺などは様々な生物が生息できるように配慮しましょう...9
 - 配慮事項2 古くから地域に生息している生物(種)を尊重しましょう...9
 - 配慮事項3 自然は複雑で変化することや新たな知見が生じることを認識し、順応的に対応しましょう...10
 - 配慮事項4 科学的な情報・判断と併せて、地域における固有の価値を尊重しましょう...10
 - 配慮事項5 可能な限り情報を収集・分析し、取り組みましょう...10
- コラム 動物が生息していない緑地・水辺は意味がない?...11
- コラム 遷移と攪乱をどのように考えていくか?...11
- 3 想定される活用例...12

資料編

- 1 尼崎市における生物多様性の概況...14
- 2 法令...19
- 3 外来種...20
- 4 重要・貴重種...21
- 5 市民意向調査...22
- 6 尼崎市の生物多様性の保全・創出に係る構想・計画...28
- 7 ガイドライン策定の経緯...33

はじめに

ガイドライン策定の背景

外来生物法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）や生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）の施行や市民・事業者の生物多様性への関心の高まりにより、本市に対しても外来生物や生物多様性に関する相談などが寄せられるようになっていきます。

また、尼崎市総合計画（平成 25 年 3 月策定）や尼崎市環境基本計画（平成 26 年 3 月策定）、尼崎市緑の基本計画（平成 26 年 7 月策定）、尼崎市都市計画マスタープラン（平成 26 年 3 月改定）などにおいても生物多様性の保全・創出について触れており、本市としてもその重要性について認識していますが、生息する動植物やそれらの生息場所について具体的にどのように考えていくかまでは踏み込んでいない状況です。そのため、本市の事務・事業を行う際にどのように生物多様性に配慮していくべきなのかを整理する必要性が生じています。

ガイドラインの内容・位置付けについて

- ・それぞれの所属が行う事務・事業は性質・規模が異なるため生物多様性との関係性は様々です。本ガイドラインでは、各所属において生物多様性の保全・創出のために活用できる基礎的な情報や考え方をまとめました。
- ・本ガイドラインは、配慮事項を具体化するために新たな事業・事務を立ち上げることを目的とするのではなく、市の事務・事業を行ううえで考慮・配慮すべき内容を配慮事項として示すことで、尼崎市における生物多様性への取組を進めていくことを目的とします。
- ・市民・事業者・行政機関（国・県など）などが行う事業・取組についても可能な限りガイドラインの内容を尊重してもらえよう協力を求めるものとします。

ガイドラインの使い方

- ・本ガイドラインは、市の事務・事業を行う際に活用されることを想定していますが、所属ごとの実情に応じて、部分的に活用してもらっても可能です。
- ・生物多様性については概念が難しく、どのように取り組んでいけばよいのかわかりにくいといった声が寄せられており、本ガイドラインの配慮事項の内容を検討する（踏まえる）ことで、生物多様性の保全・創出に取り組めるものとなっています。
- ・生物多様性の保全・創出を図るには、一時的な事業の実施や施設の整備ではなく、市民・事業者・市がそれぞれの得意・不得意を理解し、協力しながら継続的な取組が求められます。そのため、本市以外の様々な主体においても、本ガイドラインへの理解・協力をいただきながら、活用してもらえれば幸いです。

第1章 生物多様性とはなにか

1 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性はすべての生物間の変異性と定義されており、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとしています。わかりやすく言えば、地域ごとの気候・風土に応じた固有の生態系が成立しており、それぞれの生態系に特有の生物が生息していることに価値があるという考え方です。



図 生物多様性の3つのレベル

2 生物多様性の恩恵

生物多様性を保全・創出していくことにより得られる恩恵として生態系サービスがあります。生態系サービスはいわゆる自然からの恩恵と呼ばれるもので、野菜や魚介類などの食料、医薬品の原料や木材などの物質的なものだけでなく、緑地や水辺などでのレクリエーションやチョウの吸蜜による果物・野菜の受粉、生物の形態に注目した製品の開発など非物質的なものまで数多くのものがあり、すべての人間は直接的・間接的に何らかの恩恵を受けているといえます。



図 生態系サービスのイメージ

引用：環境省生物多様性ウェブサイト

3 生物多様性の危機

生物多様性の危機といえば、一般的には開発により山地が切り開かれたり、工場排水などで河川・海などが汚れることにより、生物の生息場所が脅かされることをイメージしがちですが、これらを含めて大きく4つの危機があるとされています。

(1) 第1の危機（開発など人間活動による危機）

人の活動や開発等が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響のことで、開発が直接的にもたらす種の減少や絶滅、生態系の破壊、分断、劣化を通じた生物の生息・生育空間の縮小、消失などのことをいいます。

(2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

自然に対する人の働きかけが縮小撤退することによる影響のことで、農地や里山里地では人の手がある程度入った状態が維持されており、こういった環境を好む生物の生息・生育環境の縮小、消失などのことをいいます。

(3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系の攪乱のことで、ブラックバスなどの外来種による在来種の捕食や動植物に毒性を示す化学物質による汚染などのことをいいます。

(4) 第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化の進行による地球上の生物多様性に対する影響のことで、花の開花など季節性のある生物の活動への影響や気温の低い高地に生息する生物の生息環境の消失などをいいます。

4 生物多様性を保全・創出していく必要性とその課題

- ・生物多様性を構成する生態系・種・遺伝子はある地域から消失してしまうと復元・再生させることは極めて困難となります。また、生物多様性の価値・機能については、現段階において科学的に明らかになっていないものが多数あると考えられ、そのような未知の可能性を最大限守るために、損失を防ぐだけでなく、新たな生物多様性の創出についても検討していく必要があります
- ・生物多様性を適切に保全・創出することは、生態系サービスの恩恵を安定的に受けることにつながります。
- ・生物多様性については概念が難しく、広く価値を知られているとはいえ、損失による影響が現れるまでにタイムラグがあるなど影響を認識しにくいことが問題です。
- ・生物多様性について考える場合に問題となるものに価値観があります。生物多様性の保全は地域性の高い問題でもあり、保全の対象となる生物とその生息環境については、地域の歴史などにより固有の価値を持つことが多く、必ずしも科学的・経済的な価値のように定量的に示せるものではありません。また、個人・主体が自然に対する価値をどのように見出しているかによって大きく変わります。

第2章 尼崎市における生物多様性

1 尼崎市の自然環境の変遷

(1) 昔の自然の様子(主に戦前)

ア 陸域

- ・本市は地殻変動や気候変動による海岸線の後退や河川の運ぶ土砂の堆積により市域が形成されたという成り立ちを考えると、過去から樹林地として成立していたのは河畔林や社寺林であったと推測されます。道沿いには現在のように多種多様な植栽が行われているのではなく、並木として松などの特定の種が植栽されていたと考えられます。
- ・市域一面に田畑が広がり、いわゆる田園風景のような状況であり、田畑の近くの水路やあぜ道には草本などの植生があったと考えられます。また、そのような場所を昆虫や水生生物、鳥類など様々な動物が利用していたと考えられます。

イ 水域

- ・本市は猪名川・藻川、武庫川、庄下川、蓬川とそれらの支川・派川、田畑への水路など、水辺環境には恵まれていたと考えられます。河川は水運の場として利用されるだけでなく、農耕馬を洗ったり、友禅流しが行われるなど、農業や産業とも深い関わりがあったと考えられます。また、水浴や釣りなどの川遊び、河川敷きで弁当を食べる様子なども確認されており、河川は生活に身近なものであったと考えられます。
- ・河川ではシジミ、干潟ではアサリやハマグリ、カラス貝などが採れ、潮干狩りなども行われていました。また、海域は豊かな漁場であり、漁業も盛んでした。

(2) 現在の自然の様子(主に戦後)

ア 陸域

- ・農地については、昭和初期頃から宅地や工場用地などに転用が進み、高度経済成長期に大きく面積を減らし、現在も減少を続けています。
- ・過去からの自然の様子を残す代表的なものとしては、藻川沿いの佐璞丘や猪名川沿いの猪名川自然林などがあります。この他にも、臨海部では尼崎21世紀の森構想が進められており、地域性の植物による緑地が整備されています。

イ 水域

- ・河川や海では様々な魚介類が採られ、漁業も盛んでしたが、昭和40年(1965年)代頃から水質汚濁が深刻化し、このような営みも次第になくなっていきました。
- ・市内の河川については、大正時代から築堤などの工事が行われ、昭和時代を通じて多くの工事が行われており、人為的な影響を受けた環境となっています。また、かつて潮干狩りなどが行われていた干潟は地盤沈下や護岸整備によりほぼ消滅しています。
- ・臨海部では21世紀の尼崎運河再生プロジェクトとして貧酸素化の改善、懸濁物質の除去、栄養塩の回収を学ぶことのできる水質浄化施設が整備されるなど、臨海部の活性化への取組が進められています。

2 尼崎市における生物多様性の現状と課題

- ・都市化の進んだ本市において、猪名川の旧河畔林・河道である猪名川自然林と藻川の河畔林である佐璞丘が数少ない貴重な自然として残っています。しかし、新たな芽生えが適切に育っておらず、常緑樹林化が進んでいるなどの課題があります。
- ・臨海部においては、全国的にも珍しい取組として、遺伝子レベルで生物多様性に配慮した緑地（尼崎の森中央緑地）の整備が行われており、現在では様々な種類の動物の生息が確認されはじめています。
- ・武庫川、猪名川・藻川においては多数の生物の生息が確認されています。しかし、治水対策としての整備が進み、水際が人工的な環境となっているほか、中州などの樹林化が進み、砂礫の広がる河原は減少するとともに、過去の地盤沈下などにより干潟はほぼ消滅している状況にあります。
- ・庄下川については、一部に多自然型護岸となっている部分があるなど生態系に配慮した整備が行われています。蓬川については水際が矢板などで護岸されているため、植生などは見られないなど、生物が少ない傾向にあります。
- ・本市は、河口域に位置しており、水際は汽水性・回遊性の水生生物にとっては重要な生息環境となっています。特に、アユ、ウナギ、モクズガニなど海と河川を行き来することが必要となる生物にとって海と河川の連続性は重要な問題であるとともに、本市や本市の上流ではこれらの魚介類を対象とした漁が行われており、河川の構造などが漁獲に影響を与える可能性があります。
- ・本市には伝統野菜（地域固有の品種）として尼語と武庫一寸ソラマメがあり、特に武庫一寸ソラマメは、日本のソラマメの起源となった豆とされています。
- ・本市では、田畑や河川など古くから人の関わりのある場所に様々な動植物が生息していましたが、このような環境の減少・変化が進むにつれ、本市で身近に確認されていた動植物も減少を続けていると考えられます。本市の生物多様性を豊かにし、将来の世代に引き継いでいくためには、このような場所に生息していた動植物が生息できる環境や新たに生物を呼び込めるような環境の整備について検討していく必要があります。

【コラム】「自然の保護」と「生物多様性の保全」の違い

よく聞かれることに「尼崎は自然がないから、生物多様性を保全する取組は必要ないんじゃないの？」というものがあります。これまでの説明で自然と生物多様性は似ているようで同じものではないということがわかつてと思います。

「自然」というのは一般的には「古くから人為的な影響をほとんど受けていない場所」もしくは「人工的でない」といったイメージがあります。「自然の保護」というと、「自然」とされる環境から人為的な圧力（開発など）を排除し、自然のままの成り行きに任せるという対応が基本です。

一方で、「生物多様性」というのは、これまでに説明したとおり、地域の気候・風土に応じて成立している生態系に様々な種が生息しているという仕組みそのもののことです。また、「保全」はある程度人の手を加えながら管理をする（管理しながら利用することも含まれる）という考え方です。つまり、「生物多様性の保全」ということは、様々な種が生息している仕組みごと適切に維持・管理していきましょうという考え方です。

本市は市域のほとんどが市街化しており、全くの手つかずの「自然」というものはほとんど存在していませんが、このことが「生物多様性」への取組を行わなくてもいいという理由にはなりません。

第3章 尼崎市の生物多様性を保全・創出していくために配慮すべきこと

1 尼崎市の生物多様性に対する考え方

- ・生物多様性は地球の生物の進化の長い歴史を踏まえて成立しているもので、それを人為的に絶滅させたり、損失を与えたりすることは倫理的に許されるものではありません。
- ・本市での社会経済活動や日常生活は、本市以外からもたらされる様々な生物多様性の恩恵（生態系サービス）に大きく依存しているとともに、他の地域の生物多様性に影響を及ぼしており、本市だけが無関心でいることはできません。
- ・生物多様性の保全・創出を行う際に、いわゆる地方部の山・川・海などの自然にのみ価値があるものとするのではなく、都市部には都市部（尼崎市には尼崎市）固有の価値・資源を発見し、認めていく姿勢が必要です。
- ・市単独で市内すべての生物の状況を把握することは不可能であるとともに、すべての課題へ対応することは困難です。そのため、市民・事業者などから提供される情報を踏まえながら、それぞれの主体が適切な役割分担の下で協力しながら課題に取り組む必要があります。
- ・本市は、市域全域が市街化されており、動植物の生息場所と住環境が近接していることから、動植物の生息・営みが住環境に影響を及ぼす可能性があります。住環境の保全と動植物の生息環境の保全・創出のバランスを保ちながら取り組んでいく必要があります。
- ・市の事務・事業は多岐にわたっており、それぞれの事務・事業において生物多様性への配慮を行うことで、危機を低減するとともに、広く生物多様性の保全・創出への効果が見込まれます。

2 配慮事項

- ・各所属で事務・事業を行う際には、配慮事項にある内容を考慮・配慮して取り組みましょう。また、1つの配慮事項に1つの取組・事業を対応させるのではなく、できるだけ多くの事項に横断的に対応していくことが望ましいですが、取り組める部分から積極的に対応していく姿勢が求められます。
- ・配慮事項は現時点での本市の状況に対するものと、今後の取組に必要と考えられるものの2つの観点から設定しています。
- ・「関係する事務・事業」と同様の取組を市民・事業者が行う場合にはガイドラインの内容について理解を求めるとともにできる範囲での協力を求めましょう。

配慮事項1 様々な生物が生息できる緑地・水辺を増やしましょう。

- ・生物の生息環境が少ないとされる本市においては、まず、生物の生息に配慮された緑地・水辺を増やしていくことが大切です。
- ・植物は生態系ピラミッドの中では生産者として位置づけられており、他の生物の餌や棲みかとなるなど生態系の基礎的な構成要素です。また、植物は移動しないため、その配置については人為的にある程度の制御を行うことができます。これらのことから、緑地を適切に整備・維持管理していくことは、これらを利用する昆虫や鳥類など様々な生物を呼び込むことにつながり、延いては、本市の生物多様性の保全・創出に大きく貢献します。
- ・本市は河口域に位置しているため、海と河川を行き来する回遊性の水生生物にとっては特に重要な生息環境といえます。また、河川・水路は市域を超えて連続性のある環境であるため、水質の浄化と併せて、多様な水際・河床を整備・維持していくことで、様々な生物を呼び込むことにつながります。
- ・農地については、田畑だけでなく、それに付随する水路やあぜ道など多様な環境がコンパクトにまとまっており、多様な生物の生息場所となっています。引き続き、営農環境の安定・維持を図るなどして、農地の保全に取り組んでいく必要があります。

配慮事項2 古くから地域に生息している生物(種)を尊重しましょう。

- ・古くからの風土に適した生物を尊重することで、生態系のバランスを適切に維持することができます。国内外を問わず自然生息域を超えて人為的に導入された生物はこのバランスを崩してしまうおそれがあります。また、生物によっては、同一種内においても遺伝子レベルで固有性をもつ場合があるため、可能な限り情報をあつめ、適切に扱う必要があります。
- ・外来生物については、食用や観賞用として農林水産業で利用されるだけでなく、ペットとして飼養されるなど現在の生活になくはならないものとなっています。しかし、これらの生物の中には特定の地域に定着し、繁殖・繁茂するものがあり、在来種の捕食、雑種の形成、病気の伝搬、農作物への被害、人間の健康への被害など様々な影響を及ぼすことが知られています。そのため、外来生物を扱う場合にはその特性を理解し、逸出の防止など適切に管理していく必要があります。また、外来生物は定着してからでは防除に多大な時間と労力、費用がかかるため、未然・初期の対応が重要となります。

配慮事項3 自然は複雑で変化することや新たな知見が生じることを認識し、順応的に対応しましょう。

- ・生態系は複雑であり、その機構については科学的に十分に解明されているとはいえません。そのため、事業・取組を行ったとしても当初予定していた結果が得られない場合があることを事前に認識しておく必要があります。また、このような事態が生じた場合には、当初の手法や計画に固執することなく、現状に応じて柔軟に対応するという姿勢が重要です。
- ・生態系は自律的な回復力によって、より安定的な状況へ変動・変化します。また、適切なバランスのとれた生態系を成立させるためには、その過程が重要になります。
- ・ある一時点の状況を維持することについては、生態系の変動・変化に対し、一定の働きかけを継続する必要があります。これには労力・費用がかかります。また、すべての生態系の変動・変化を人為的に管理することは現実的ではありません。
- ・本市のような都市部においては、生態系は常に一定の人為的な圧力・作用を受けている状態となっています。このような環境では、特定の生物（種）のみが増減するなど生態系のバランスがうまく取れない場合があるため、適切に対応していく必要があります。

配慮事項4 科学的な情報・判断と併せて、地域における固有の価値を尊重しましょう。

- ・本市のような都市部においては、人為的な影響を受けていない環境はほとんどなく、古くからの人間と自然の関わりのなかで、現在の環境が形成・成立しています。科学的な情報・判断による画一的な対応だけでなく、歴史・文化などを踏まえた固有の価値を尊重することで、市民・事業者の理解・協力が得られ、効果的に取組・事業を進めることができます。
- ・地域で大切にされている環境や動植物を保全することは、将来の世代に対して、豊かな生物多様性を引き継いでいくこととなります。

配慮事項5 可能な限り情報を収集・分析し、取り組みましょう。

- ・生態系は変動・変化していくため、適切な時期にその状況を把握することで生息する生物種や環境の移り変わりを把握することができます。
- ・生態系に影響を及ぼすあらゆる取組・事業の基本的な情報となり、どこでどのような配慮を行っていくかの判断材料となります。

【コラム】動物が生息していない緑地・水辺は意味がない？

生物多様性の保全・創出を進めていくための取組としては、鳥類や魚類などの動物が生息する緑地・水辺を整備することをイメージしがちです。しかし、生物多様性の保全・創出を進めていくための取組は、そういった大掛かりなものだけではありません。

普段、私たちが動物を見かけないような場所であっても、花壇ではチョウが花の蜜を吸ったり、街路樹では鳥が休憩したり、色々な使われ方をしています。

本市のように高度に土地利用が進んでいる場所では、新たに大規模な緑地・水辺を整備することは困難であるため、基本的には、現存する緑地・水辺を動植物の生息場所として使えるよう整えていく必要があります。

【コラム】遷移と攪乱をどのように考えていくか？

生態系は放っておくと、より安定な状態へと移行していき、このことを遷移といいます。一方で、自然・人為的な圧力により生態系が破壊されることを、攪乱といいます。

例えば、河川は出水・増水がない状況が続くと、中州や河原では植生の遷移が進み、次第に、草や樹木が繁茂するようになり、河原などの日当たりのよい砂礫地を好む植物が生育できなくなります。一方で、出水・増水により、土砂の流出などが生じると、生育していた草や樹木は流されてしまいますが、中州や河原は維持されることとなります。また、その場所が古くから出水・増水などが生じる環境であったのであれば、植物が流されたとしても、土壌に埋まっている種子などから植生は再生することができます。

このように、生態系は遷移と攪乱のバランスにより動的に安定していると考えられ、このバランスが崩れてしまうと、動植物の生息環境にも影響が生じます。

生態系や生物種を保護するための取組として、区域への立入を禁止し、周りの環境から隔離するような対応を取ると、その区域では本来の攪乱が生じなくなってしまい、本来の生態系の維持ができなくなる可能性があります。生物多様性の保全・創出の取組を行う際には、その場所の特徴なども併せて考える必要があります。

[昭和 60 年撮影]



[平成 17 年撮影]



図 河原環境の消失 (猪名川 8.4 k 付近)

出典：近畿地方整備局猪名川河川事務所ホームページ

3 配慮事項の活用例

| 関係する事務・事業 | 生物多様性への配慮例 | 配慮事項 |
|-----------------------|--|---------|
| 緑地・水辺の維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理のしやすさや緑量、観賞性だけに注目して植物を選ぶのではなく、侵略性のある外来種などの使用を控えるとともに、適切な管理を行うことで、生態系への影響を低減することができます。 ・維持管理の作業の方法や時期を調整することで、鳥類や昆虫などの動物のエサ場や休憩場所、繁殖場所などを確保にすることができます。 ・維持管理の作業を行う時期については、生物の繁殖の時期などを考慮することで、外来種の繁茂を効率よく抑制できる可能性があります。 ・外来生物や害虫などについては、蔓延する前に対応することで被害を未然に防ぐことができるとともに、労力・費用を低減できます。 ・⁷⁴ 緑地・水辺の構造の変化などにより、特定の種の生息状況に変化が起こる可能性があります。必要に応じて事業の前後の状況をモニタリングすることで、生態系への被害を低減につなげることができます。 | 1, 2, 3 |
| 農地の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・営農環境を維持し安定化を図ることは、農地の保全につながります。 ・使われなくなった農地については、市民農園などとして活用することで、農地を維持することができます。 | 1 |
| ビオトープの維持管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校などの公共施設は一定の間隔で設置されていることが多く、適切な維持管理により生物の生息域のつながりを生み出すことができます。 ・整備の際に外来生物の導入を控えるとともに、維持管理の際には外来生物が繁茂・繁殖していないか確認することで、生態系への影響を低減することができます。 | 1 |
| 水質の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・工場などからの排水が法令等を遵守したものとなるよう監視することは、河川などの生物の生息環境の保全につながります。 | 1 |
| ペットの適正飼養 | <ul style="list-style-type: none"> ・ペットの適正・終生飼養が行われるよう啓発を行うことで、動物愛護の意識の醸成のみならず、生態系・農林水産業・人の身体などへの被害の低減につながります。 ・外来種については、外来生物法に基づく特定外来生物に指定される可能性があるなど、国・県などの動向を注視し、市民・事業者に対し適切な情報提供をしていくことで、生態系・農林水産業・人の身体などへの被害の低減につながります。 ・ペットの野生化などによる生態系・農林水産業・人の身体などへの影響の低減につなげるため、関係機関と連携を図ることが大切です。 | 2, 3 |
| 害虫の駆除/害虫などの駆除に関する情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・害虫などについては、本市の環境に適応した場合には生息域を拡大する可能性があり、的確な初期対応を行うことで生態系・農林水産業・人の身体などへの影響を防ぐことにつながります。 | 2, 3 |
| 衛生害虫の駆除に関する情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者からの問い合わせがあった場合には、適切な駆除業者の情報伝えることは、蔓延を防ぎ、人の身体への影響の低減につながります。 | 2, 3 |
| ごみに関する啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切なおみ出しにより生ごみが有害鳥獣のエサとなることを防ぐことは、生態系・農林水産業・人の身体などへの被害を低減することにつながります。 | 2 |

| 関係する事務・事業 | 生物多様性への配慮例 | 配慮事項 |
|-------------------------------|---|-----------|
| 計画などの策定・改定 | <ul style="list-style-type: none"> 生態系に影響を及ぼす可能性のある計画などを策定する際には、内容の更新や新たな知見を盛り込むための仕組みをあらかじめ組み込み、柔軟な対応が取れるようにすることで、生態系への影響を低減することができます。 手法や計画については策定当時のままになっていないか定期的に点検し、見直しを図りましょう。 | 3 |
| 生物調査 | <ul style="list-style-type: none"> 市域全域の調査を市だけで行うことは困難であるため、積極的に他の機関・団体の調査結果の収集・分析に努めることで、足りないデータを補うことができるとともに、経年変化を把握することができます。 市民・事業者・学校などと協力しながら調査を行うことで啓発効果と併せて、広域調査を行うことができます。 確認された生物種の量的な調査とともに、外来種・在来種の別などについても整理することで、地域における生物多様性の特徴や課題を知ることができます。 調査結果については、蓄積・公表することで、市の事務・事業だけでなく市民・事業者の取組や検討に寄与することができます。また、事業・取組を行う際の効果測定などの基礎データとして活用できます。 | 5 |
| 情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> 地域での取組の把握に努めるとともに、市民・事業者からの聞き取りや話し合いにより過去の状況や地域での位置付けの把握に努めます。また、取組のPRなどを通じて、活動を支援することで、適切な維持管理につなげます。 | 4 |
| 情報共有 | <ul style="list-style-type: none"> 庁内で情報を共有する場を設け、課題などの共有を図ります。 職員だけで対応が困難な事案については、有識者などに相談できる体制を整えることで、適切に対応することができます。 | 5 |
| 情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 生物や生物多様性に関する情報を調べるための図書などを充実させることで、正しい知識の普及を図ることができます。 | 5 |
| 環境教育 | <ul style="list-style-type: none"> 猪名川自然林や佐璞丘など本市に古くから成立している環境について、学ぶ機会を設け、その成り立ちなどを理解することは地域の固有の価値を学ぶことにつながります。 尼崎の森中央緑地や運河を活用することで、森づくりや生き物観察などの環境学習を行うことができます。 伝統野菜を活用して食育・農業のPRを行うことで、生物の地域性について理解を深めることにつながります。 | 2,4 |
| 市民・事業者からの提案などの採択 | <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性への配慮を採択基準などに加えることで、市民・事業者の生物多様性への関心が高まり、取組の推進につながります。 | 1,2,3,4,5 |
| 市民・事業者による緑地・水辺の整備・維持管理の事前相談など | <ul style="list-style-type: none"> 扱う生物の性質や整備・維持管理する環境の状況をあらかじめ把握しておくことで生態系への影響の低減や効率的な取組につながります。 生物を扱う取組については、地域性を考慮しましょう。また、やむを得ず外来生物などを扱う場合には、生態系に逸出しないよう適切な管理を行うことで、生態系への影響を低減することにつながります。 | 1,2,3,4 |

資料編

1 尼崎市における生物多様性の概況



(1) 陸域

尼崎の森中央緑地

- ・尼崎 21 世紀の森構想の対象地域が国道 43 号以南の約 1,000 ha となっており、広大であるため、まず扇町付近(旧(株)神戸製鋼所の製鉄所のあった場所)を「尼崎の森中央緑地」(約 29 ha)を先導整備地区として整備している。
- ・森づくりは、地域の森を手本にします、タネから育てます、みんなの力で育てますの 3 つの約束に基づき進められている。なお、地域の遺伝的特性を乱さないようにするため苗木の種子は猪名川水系、武庫川水系、六甲山系から採取されている。
- ・地域の周辺地域に自生、またはかつて自生していたと考えられる植生をもとに植栽される植物種が決められている。

表 主な目標植生の概要と構成種

| | |
|---------------|---|
| コナラ - アベマキ群集 | 定期的な伐採で維持される雑木林で、様々な高さの林がモザイク状に混在した生物多様性の高い環境を目指す。 |
| | 主要樹冠構成種：クヌギ、コナラ、アベマキ、クリ その他構成種：ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌシデ、アカシデ、エゴノキ、カキノキ、マルバオアダモ、アオハダ、リョウブ |
| エノキ - ムクノキ群集 | 階層の発達した、生物多様性の高い森で、内陸型の植生に対して、防風林的な役割も果たす。 |
| | 主要樹冠構成種：アキニレ、エノキ、ケヤキ、ムクノキ その他構成種：クマノミズキ、イヌビワ、アカメガシワ |
| ウバメガシ - トベラ群集 | 潮風の防風林として緑地外周部の海沿いに導入する。 |
| | 主要樹冠構成種：ウバメガシ その他構成種：ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、アラカシ、モチノキ、ヤマモモ、ヤブツバキ、ネズミモチ、シャシャンボ |
| | 主要低木種：トベラ、マサキ |
| コジイ - カナメモチ群集 | 地域の気候条件下で安定的に持続する、発達した照葉樹林を目指す、 |
| | 主要樹冠構成種：ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、アラカシ、コジイ、シラカシ、クロガネモチ、モチノキ |
| | その他構成種：カゴノキ、シロダモ、スダジイ、タラヨウ、ナナメノキ、ヤマモモ、ヤブツバキ、カナメモチ |
| クロマツ群落 | 内陸側への防風林と同時に海岸部の景色を形成する。 |
| | 主要樹冠構成種：クロマツ |

[参考文献]

- ・兵庫県(2006). みんなでつくる尼崎の森 - 尼崎の森中央緑地植栽計画 -
- ・藤原千鶴・田村和也・辻秀之・石田弘明・南山典子・塚原淳・守宏美・服部保(2013). 尼崎の森中央緑地における地域性苗による森づくりの現状, 人と自然 24, 123-134
- ・田村和也・藤原千鶴・辻秀之・服部保(2015). 森づくりへ向けた地域性種子の採取における市民と技術者の役割, ランドスケープ研究 78(5), 797-800

猪名川自然林(猪名川公園)

- ・兵庫県版レッドデータブックでは自然景観 B ランク(植生)、植物群落 C ランク(エノキ - ムクノキ群落)に位置づけられている。
- ・猪名川の旧堤防に存在していたエノキ - ムクノキ群落であり、昭和 40 年(1965 年)から昭和 43 年(1968 年)の利倉捷水路工事に伴い河川内は宅地化される予定であったが、自然林の保存について市民の声の高まりにより、一部保存された。当時は、チョウヤトンボ、カブトムシ、クワガタムシなど多数の昆虫が生息していた。
- ・現在は、「自然と文化の森協会」によりエノキとムクノキを中心とした樹林として維持していくための取組が進められている。

佐環丘(猪名寺廃寺跡)

- ・兵庫県版レッドデータブックでは植物群落 C(エノキ - ムクノキ群落)に位置付けられている。
- ・藻川の西岸にあり、エノキ - ムクノキ群落として現在まで残存している。過去に河川の氾濫が起こっていた頃には、氾濫のたびに地表が洗われ、落葉広葉樹であるエノキやムクノキの生育に適していた環境であったとされる。現在は、河川工

事などにより治水機能が向上し、氾濫が起こらなくなったことから、遷移が進み常緑広葉樹が増えている。

- ・敷地の周辺には民家が立地しており、園芸種などが樹林内へ逸出していることが確認されている。近年は、「万葉の森佐璞丘プロジェクト」により保全活動としてシュロの伐採などが行われている。

(2) 水域

表中の生物種については、重要・希少種（環境省及び兵庫県のレッドデータブックへの掲載種）については太文字、外来種（特定外来生物法、生態系被害防止外来種リスト（環境省）、外来生物リスト（兵庫県）への掲載種）については二重下線で示している。

猪名川・藻川

- ・兵庫県版レッドデータブックでは、藻川（猪名川の分流点から合流点まで）が生態系 B ランク（河川）に位置づけられている。
- ・藻川は昭和 27 年（1952 年）から昭和 34 年（1959 年）までの期間で改修工事が行われている。また、猪名川は古くは蛇行した河川であり、氾濫を繰り返していたため、昭和 34 年（1959 年）から昭和 37 年（1962 年）に戸ノ内捷水路工事、昭和 40 年（1965 年）から昭和 43 年（1968 年）に利倉捷水路工事が行われており、河道が大きく変わっている。なお、利倉捷水路工事により取り残された河畔林は現在、猪名川自然林として保全されている。
- ・猪名川と藻川の合流地点付近にはわずかに干潟があり、水生生物の貴重な生息環境となっていると考えられる。河口部や下流部では、護岸が整備されており、水際の多様性が失われている。
- ・中流部より上流側には中州や寄州があり、早瀬、ワンド、たまりなど多様な環境があるが、樹林化が進んでおり、砂礫の河原は少ない。
- ・猪名川・藻川の周辺ではかつて水田が多く存在していたが、現在は開発などにより大部分が消失している。このため、止水域や流れの遅い環境を好む生物にとっては、河川内のワンドやたまりなどが貴重な生息場所となっていると考えられる。また、藻川には潮止堰がなく、最も下流にある堰が大井井堰（佐璞丘付近）となっていることから、海水が中園橋付近まで進入し、感潮域の上限となっている。また、河川敷の植生と水域の連続性が保たれていることから、淡水性だけでなく、汽水性・回遊性の水生生物が広く生息している。

| | |
|----|---|
| 魚類 | アベハゼ、アユ、 ウキゴリ 、ウロハゼ、オイカワ、 <u>オオクチバス（ブラックバス）</u> 、 カジカ （型不明）、 <u>カダヤシ</u> 、 カネヒラ 、カマツカ、カムルチー、 カワアナゴ 、カワヨシノボリ、ギギ、 <u>コイ</u> 、ゴクラクハゼ、シマイサキ、シマドジョウ、スズキ、 <u>スポテットガー</u> 、スミウキゴリ、タウナギ、タモロコ、 チチブ 、 ドジョウ 、ニゴイ類、 ニホンウナギ 、フナ類、 <u>ブルーギル</u> 、ボラ、マハゼ、ヌマチチブ、 メダカ （メダカ南日本集団） |
| | [重要・希少種] ウキゴリ（兵庫県：調査）、 カジカ （型不明）（環境省・兵庫県ともいずれの型も重要・希少種に指定）、カワアナゴ（兵庫県：A）、カネヒラ（兵庫県：B）、カワアナゴ（兵庫県：A）、チチブ（兵庫県：要調査）、ドジョウ（環境省：情報不足、兵庫県：B）、ニホンウナギ（環境省：絶滅 IB）、メダカ（メダカ南日本集団）（環境省：絶滅、兵庫県：要注意） |
| | [外来種] オオクチバス（ブラックバス）（環境省：特定・総合、兵庫県：Z）、カダヤシ（環境省：特定・総合、兵庫県：Y）、コイ（兵庫県：Y）、スポテットガー（環境省：予防（ガー類として指定されている））、ブルーギル（環境省：特定・総合、兵庫県：Z） |

| | |
|-----------------------------|---|
| 底生生物 | アオモンイトトンボ、アメリカツノウズムシ、 <u>アメリカフジツボ</u> 、アメンボ、アワツヤドROMシ、 <u>イガイダマアシ</u> 、イシマキガイ、イブシアシナガドROMシ、ウスバキトンボ、ウデマガリコカゲロウ、ウルマーシマトビケラ、エラオイミズミミズ、エラブタマダラカゲロウ、オオシマトビケラ、オナガサナエ、カワカイメン、カワザンショウガイ、キスイタナイス、ギンヤンマ、クロイトトンボ、 <u>クロベンケイガニ</u> 、ケフサイソガニ、コオニヤンマ、コシボソヤンマ、コチビミズムシ、コヤマトンボ、サカマキガイ、サホコカゲロウ、シオカラトンボ、シマイシビル、シミズメリタヨコエビ、シロスジフジツボ、スジエビ、タイコウチ、テナガエビ、ドロフジツボ、ナガオカモノアラガイ、ヌマビル、ハイイロチビミズムシ、ハグロトンボ、 <u>ハブタエモノアラガイ</u> 、ヒメアメンボ、ヒラタドROMシ、フタバコカゲロウ、 <u>フロリダマミズヨコエビ</u> 、ヘリグロミズカメムシ、マスダチビヒラタドROMシ、ミズカゲロウ、ミズムシ、 <u>ミゾレヌマエビ</u> 、ミナミヌマエビ、ミヤモトアシナガミゾドROMシ、モクスガニ、 <u>ヤマトシジミ</u> 、ヤマトスピオ、ユビナガスジエビ |
| | [重要・貴重種] クロベンケイガニ(兵庫県：C)、ミゾレヌマエビ(兵庫県：B)、ヤマトシジミ(環境省：準絶滅、兵庫県：C) |
| | [外来種] アメリカフジツボ(環境省：総合、兵庫県：Z)、イガイダマシ(環境省：総合)、ハブタエモノアラガイ(環境省：総合)、フロリダマミズヨコエビ(環境省：総合) |
| 両生類 ・ 爬虫類 ・ 哺乳類 | イシガメ、 <u>ウシガエル</u> 、 <u>クサガメ</u> 、 <u>ヌートリア</u> 、 <u>ミシシippアカミミガメ</u> |
| | [重要・貴重種] なし |
| | [外来種] ウシガエル(環境省：特定・総合、兵庫県：Z)、クサガメ(環境省：Y)、ヌートリア(環境省：特定・総合、兵庫県：Z)、ミシシippアカミミガメ(環境省：総合、兵庫県：Z) |

出典 平成 25 年度尼崎市水生生物調査業務 報告書、自然と文化の森協会 資料

武庫川

- ・兵庫県版レッドデータブックでは、武庫川と天神川の合流点付近が植物群落 B ランク(カワラサイコ群落)に位置づけられている。
- ・大正時代から築堤工事が行われるなど古くから整備が行われている河川であり、国道 2 号(旧阪神国道)の工事に関連し、兵庫県が大正 9 年(1920 年)から昭和 3 年(1928 年)までの期間で築堤や河床掘削などの工事を行っている。
- ・市域の河川にも堰などの横断工作物が多数存在しているが、魚道などが整備されており、魚類の移動性についてもある程度確保されているとされる。
- ・河口については止水区間が続いている。また、阪神本線より上流側で中州や寄州が見られ、こういった攪乱の多い場所には砂礫地を好む植物が生息している。

| | |
|----|---|
| 魚類 | アカザ、ウキゴリ、オイカワ、カダヤシ、カワムツ、カワヨシノボリ、ギギ、 <u>コイ</u> 、 <u>コウライモロコ</u> 、タモロコ、トウヨシノボリ(型不明)、 <u>ドジョウ</u> 、ニゴイ類、 <u>ブルーギル</u> 、ボラ、マハゼ、 <u>メダカ(メダカ南日本集団)</u> 、モツゴ |
| | [重要・希少種] アカザ(環境省：絶滅、兵庫県：B)、ウキゴリ(兵庫県：要調査)、コウライモロコ(兵庫県：C)、ドジョウ(環境省：情報不足、兵庫県：B)、メダカ(メダカ南日本集団)(環境省：絶滅) |
| | [外来種] カダヤシ(環境省：特定・総合、兵庫県：Y)、コイ(兵庫県：Y)、ブルーギル(環境省：特定・総合、兵庫県：Z) |

| | |
|------|--|
| 底生生物 | アメリカザリガニ、アメンボ、ウスイロミズギワカメムシ、ウデマガリコカゲロウ、オナガサナエ、 クロベンケイガニ 、コオニヤンマ、スジエビ、テナガエビ、ナミウズムシ、 ミゾレヌマエビ 、ミナミヌマエビ、モクスガニ |
| | [重要・貴重種] クロベンケイガニ(兵庫県：C)、ミゾレヌマエビ(兵庫県：B) |
| | [外来種] アメリカザリガニ(環境省：総合、兵庫県：Y) |

出典 平成 25 年度尼崎市水生生物調査業務 報告書

庄下川

- ・庄下川については、昭和 41 年(1966 年)から松島排水機場から昆陽川合流点について高潮対策事業を、昭和 56 年(1981 年)から昆陽川合流点から三川合流点(西富松川・庄下川・富松川の合流点)について都市小河川改修事業を、現在は、三川合流点より上流についての河道整備が行われている。
- ・伊丹市と本市の市境となる尼崎市塚口町地先を端に発し、市街地を南流し、阪神尼崎駅の南方で旧左門殿川を分派し、その後、東へ流路をとり、松島排水機場を経て、機械的に左門殿川に排水されている。
- ・昆陽川との合流地点より下流については、河床勾配は概ね水平で、両岸は矢板護岸となっている。所々に中州や寄州があり植生がみられるがわずかである。一方、昆陽川との合流地点より上流については、捨石などによる多自然護岸となっているほか木工沈床となっている部分があり、抽水植物なども見られる。

| | |
|------|---|
| 魚類 | オイカワ、オオクチバス、 カダヤシ 、カマツカ、カワヨシノボリ、 コイ 、 コウライモロコ 、 シマヒレヨシノボリ 、タモロコ、ナマズ、ニゴイ属、ヌマムツ、フナ属、 ブルーギル 、メダカ(メダカ南日本集団)、モツゴ |
| | [重要・希少種] コウライモロコ(兵庫県：Y)、シマヒレヨシノボリ(環境省：準絶滅)、メダカ(メダカ南日本集団)(環境省：絶滅、兵庫県：要注意) |
| | [外来種] オオクチバス(環境省：特定・総合、兵庫県：Z)、カダヤシ(環境省：特定・総合、兵庫県：Y)、コイ(兵庫県：Y)、 ブルーギル (環境省：特定・総合、兵庫県：Z) |
| 底生生物 | アオモンイトトンボ、 アメリカザリガニ 、アメリカナミウズムシ、アメンボ、インドヒラマキガイ、ウスバキトンボ、ウデマガリコカゲロウ、エラオイミズミミズ、エラミミズ、オヨギミズミズ科、クロイトトンボ、サカマキガイ、シオカラトンボ、シマイシビル、スジエビ、チビゲンゴロウ、テナガエビ、ナミウズムシ、ヌマビル、 ヒラマキミズマイマイ 、ムスジイトトンボ、モノアラガイ、ヨゴレミズミミズ |
| | [重要・貴重種] ヒラマキミズマイマイ(環境省：情報不足) |
| | [外来種] アメリカザリガニ(環境省：総合、兵庫県：Y) |

出典 平成 25 年度尼崎市水生生物調査業務 報告書

蓬川

- ・蓬川については、昭和 43 年(1968 年)から昭和 63 年(1988 年)までの期間に蓬川橋から難波樋門(西難波 2 丁目)までを高潮対策事業として河床掘削や護岸整備が行われている。その後、平成 6 年(1994 年)から平成 10 年(1998 年)までは護岸の美装化や耐震補強が実施されている。
- ・武庫川から六樋合併樋門で農業・工業用に取水された用水の一部が複数の水路を経由して到達する難波樋門を上流端としている。工場地帯となっている下流部はゼロメートル地帯であることから、尼崎開門と東浜排水機場を設置しており、これを経て大阪湾に注いでいる。
- ・水際は矢板などで護岸されており、全区間が感潮区間であるため植生はほとんど見られない。上流の水路については護岸の隙間に若干の植生が見られるとともに河岸にサクラなどが植栽されている。

| | |
|------|--|
| 魚類 | ウキゴリ、オイカワ、カワヨシノボリ、ギギ、 <u>コイ</u> 、スミウキゴリ、タモロコ、ヌマムツ、ボラ、マハゼ |
| | [重要・希少種] ウキゴリ(兵庫県:要調査) |
| | [外来種] コイ(兵庫県:Y) |
| 底生生物 | <u>アメリカザリガニ</u> 、 <u>アメリカナミウズムシ</u> 、 <u>アメリカフジツボ</u> 、アメンボ、 <u>イガイダマシ</u> 、 <u>イボビル</u> 、 <u>ウスイロフトヒゲコカゲロウ</u> 、 <u>ウデマガリコカゲロウ</u> 、エラミミズ、 <u>コウロエンカワヒバリガイ</u> 、サホコカゲロウ、シオカラトンボ、シマイシビル、チリメンカワニナ、テングミズミミズ、ナミウズムシ、ヌマビル、ハグロトンボ、ヒゲツノメリタヨコエビ、 <u>フロリダマミズヨコエビ</u> 、ヨゴレミズミミズ |
| | [重要・貴重種] イボビル(環境省:情報不足) |
| | [外来種] アメリカザリガニ(環境省:総合、兵庫県:Y)、アメリカフジツボ(環境省:総合、兵庫県:Z)、イガイダマシ(環境省:総合)、コウロエンカワヒバリガイ(環境省:総合、兵庫県:Y)、フロリダマミズヨコエビ(環境省:総合) |

出典 平成 25 年度尼崎市水生生物調査業務 報告書

海域(魚つり公園)

- ・兵庫県海域で確認される魚類についてまとめた研究報告はなく、網羅的な知見はない。
- ・現在の市域の魚類の生息状況について確認できるものとして、尼崎市立魚つり公園の釣果がある。魚つり公園は、海と市民のふれあいの場を創出するために昭和 57 年(1982 年)に整備された施設である。

| | |
|------|--|
| 魚類など | アイゴ、アイナメ、アコウ、アジ、アナゴ、イシガキダイ、イシダイ、ウマヅラハギ、ウミタナゴ、エソ、カサゴ、カタクチイワシ、カマス、カレイ、カワハギ、キス、キチヌ、クロソイ、クロダイ、コウイカ、コノシロ、サッパ、サバ、サヨリ、サワラ、シログチ、スズキ、ハゼ、ハマチ、ヒイラギ、マイワシ、マダコ、メジナ、メバル |
|------|--|

出典 尼崎市立魚つり公園 HP 釣果情報

2 法令

(1) 外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

ア 制定の背景

- ・外来生物法(平成 16 年法律第 78 号)は人為により意図的・非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の捕食、在来生物との競合、植生破壊による生態系基盤の損壊、交雑による遺伝的攪乱、在来生物への病気や寄生虫の媒介、毒や噛み付きなどによる人への健康被害など様々な被害へ対応していくために制定された。

イ 概要

- ・問題を引き起こす国外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱を規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしている。

(ア) 規制

- ・特定外来生物については、生きているものが対象となっており、学術研究など省令で定める場合や基準を満たす場合を除き、飼育、栽培、保管、運搬などを原則として禁止している。ただし、何らかの手違いで特定外来生物を捕まえてしまった場合(例えば、釣りなど)において、その場ですぐに放つのであれば保管の扱いを受けないほか、地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴う、緊急的な引取、処分するための一時的な保管または運搬については、外来生物法に基づく手続きは必要ないとされている。また、地域住民やボランティア等によって行われる植物を対象とした特定外来生物の防除については、確実に殺処分されることが明確であり、逸出が不可能な状況を保って行われる運搬やそれに伴う一時的な保管については、運搬・保管には該当しないとする運用が行われている(平成 27 年 1 月 9 日 環自野発第 1501091 号)

日本の外来種対策 Q&A(環境省 HP)

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/qa.html>

(イ) 防除

- ・防除を行う必要性のある特定外来生物については、その目標や方法その他防除を進めるために必要な事項が公示されている。

- ・原則的に、生きているものについては保管や運搬を行うことができないため、捕獲・防除した場で殺処分や枯死処分を行い「生きているもの」とならない状態とした後に収集・運搬することは可能である。また、廃棄物処理法の規定に基づき行われる廃棄物としての処理については、保管・運搬の対象とならないため、一般廃棄物収集運搬業者が収集し、運搬することは可能である。この他に前述のとおり、植物を対象とした防除については、確認に殺処分されることが明確であり、逸出が不可能な状態を保って行われる運搬やそれに伴う一時的な保管については、外来生物法の運搬・保管には該当しないとする運用が行われている（平成 27 年 1 月 9 日 環自野発第 1501091 号）。
- ・地方公共団体や民間団体が防除を行う場合は、それぞれ防除の公示に適合する防除実施計画を定め、その計画について国から地方公共団体に対しては確認、民間団体などに対しては認定を受けることができる。この手続きを受けることにより、防除の際に必要な保管・運搬など本来は法令で禁止されている作業を行うことができる。また、鳥獣保護管理法で捕獲が禁止されている鳥類や哺乳類についても捕獲することなども可能となる。

（２）生物多様性基本法

ア 制定の背景

- ・生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系の攪乱などの深刻な危機だけでなく、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与える可能性のある地球温暖化による気候変動などの生物多様性の確保において多数の問題が生じていることに対応していくため、生物多様性の保全と持続可能な利用についての基本原則とその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定された。
- ・生物に関する法律として種の保存法（平成 4 年法律第 75 号）、鳥獣保護管理法（平成 14 年法律第 88 号）や外来生物法（平成 16 年法律第 78 号）などがあり、法律ごとに理念や背景が様々であるが、これらを束ねる基本法として制定されている。

イ 概要

- ・生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国の施策、地方公共団体・事業者・国民・民間団体の責務、都道府県・市町村における生物多様性地域戦略の策定などが規定されている。
- ・基本原則の中で、生物多様性については科学的に解明されていない部分があることを認めており、予防的な取組や事業を行う際にも順応的な対応が必要あるとしている。

生物多様性基本法第 3 条第 3 号（抜粋）

生物多様性の保全及び生物多様性の持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことにより成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを該当事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行わなければならない。

3 外来種

（１）定義

- ・外来種は一般的にはある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を超えて生息または生育する種のことをいう。導入は、人が意図的に行う場合と積み荷などに紛れたりすることで非意図的に行われる場合がある。また、外来種は国外からの導入種に限らず、国内においてもある地域から別の地域に導入されることが問題となる場合がある。
- ・外来種には、生態系、農林水産業、人の生命・身体などに影響・被害を与えるものがあり、それらは自然状態では生じえなかった影響・被害であり、世界各地で問題となっている。

（２）影響

- ・外来種による影響は地域や環境により様々である。生態系に対する主な被害としては、捕食や競合による在来種数の減少や交雑による遺伝的攪乱など、農林水産業に対する主な被害としては農林水産物の食害や農林水産施設の損壊など、人の生命・身体に対する主な被害としては、感染症の媒介、毒などによる被害、噛み付きや引っ掻きなどの直接被害などがある。

（３）外来種の種類

- ・生態系などに影響を及ぼす外来種については、法令や各種リストなどにより整理が行われている。これらの外来種については取扱に十分注意が必要である。また、各種リストに掲載されている種については、可能な限り利用しないようにすることが望ましい。

ア 特定外来生物

- ・外来生物法に基づき「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地または生息地の外に存在することとなる生物であって、在来生物とその性質が異なることにより、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものと

して政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（政令で定めるもの（生きているものに限る。）」と定められている。

- ・ 学術研究など省令で定める場合や基準を満たす場合を除き、飼育、栽培、保管、運搬などを原則として禁止している。
- ・ 生きたものに限られるが、成長して生体になることが可能な植物の茎など生物の一部であっても規制の対象となる場合がある。
- ・ 外来生物法では、日本に生息・生育しない外来生物を対象としており、国内の地域間で移動するいわゆる国内外来種は対象としてない。
- ・ 生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、海外との物流が増加し始めた概ね明治元年以降に導入された外来生物を対象としている。

日本の外来種対策 特定外来生物等一覧（環境省 HP）
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

イ 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）への掲載種

- ・ 平成 27 年（2015 年）に公表されており、本リストの公表をもって要注意外来生物リストは発展的に解消されている。
- ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 において、愛知目標の達成に向けた日本の主要な行動目標（国別目標 B-4 愛知目標の個別目標 9）として、本リストを作成することが掲げられている。
- ・ 日本の生物多様性を保全し、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用することとしている。
- ・ リストでは、選定理由、定着段階、分布、利用状況などがカテゴリごとに整理されている。なお、本リストでは外来種が網羅的に整理されており、掲載種には特定外来生物も含まれている。

日本の外来種対策 生態系被害防止外来種リスト（環境省 HP）
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

ウ 兵庫県の生態系に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）への掲載種

- ・ 平成 22 年（2010 年）に公表されたリストであり、その後、何度か追加などの更新が行われている。
- ・ 兵庫県内において、特に影響の大きいと考えられる外来種をリスト化し、このリストを「ブラックリスト」として普及するとともに、外来生物への基本的な対応方策をわかりやすくまとめ、広く県民に啓発していくことを目的としている。
- ・ ランクは Z（警戒種：生物多様性への影響が大きい、または今後影響が大きくなることが予測される種）、Y（注意種：生物多様性への影響がある種で、将来影響を及ぼす可能性が考えられるなど、引き続き情報を集積し今後の動向を注視していく種）の 2 つに分かれている。
- ・ リストでは、ランクの他に、定着の状況、兵庫県での影響、兵庫県内の分布、影響を及ぼすフィールド（環境）などが整理されている。

ひょうごの生物多様性ひろば 外来生物情報（兵庫県 HP）
http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/sub03.html

4 重要・貴重種

- ・ 個体数の減少の程度（希少性）、生育・繁殖環境の特殊性などを踏まえ重要・貴重である種のことをいい、環境省や兵庫県がレッドリストとして取りまとめている。

環境省レッドリスト 2015 の公表について（環境省 HP）
<http://www.env.go.jp/press/101457.html>

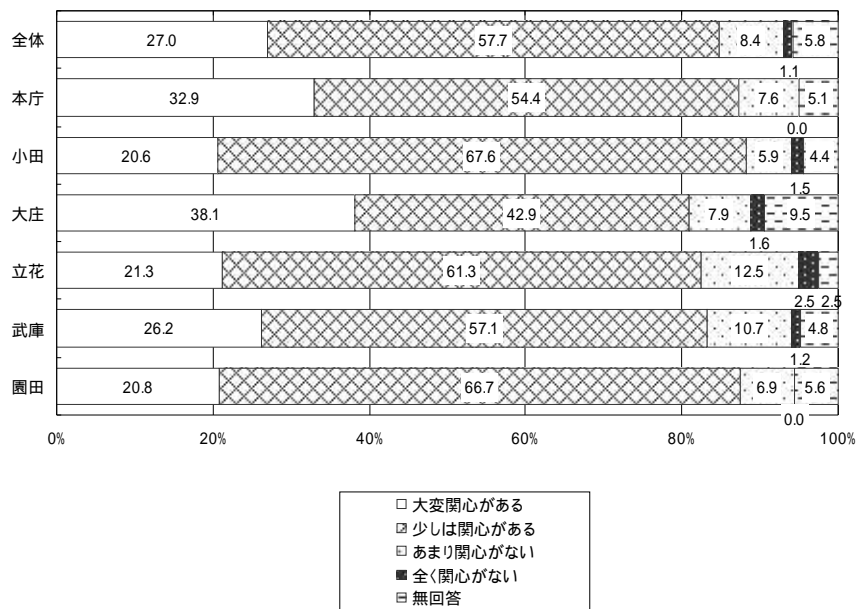
ひょうごの生物多様性ひろば レッドリスト、配慮指針等（兵庫県 HP）
http://www.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/sub.html

5 市民意向調査

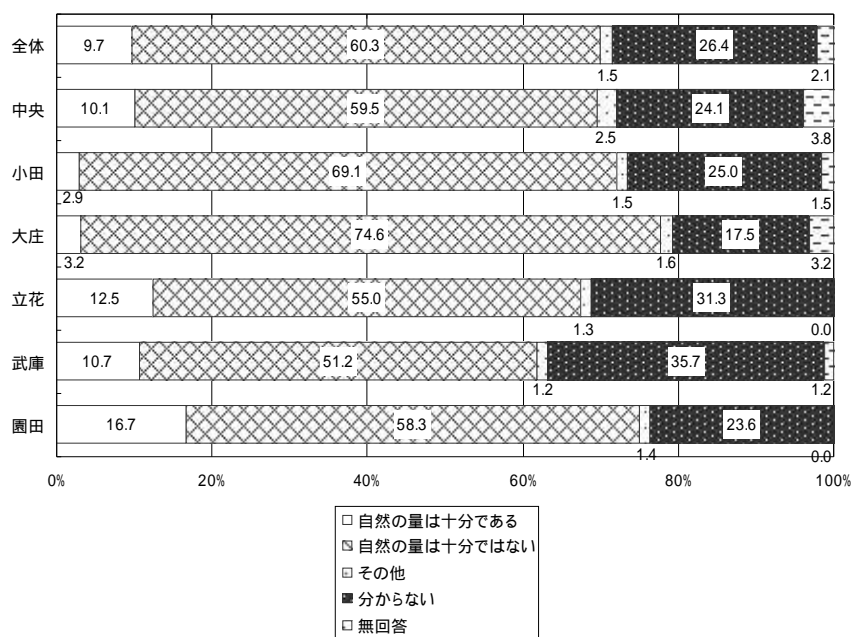
・尼崎市環境基本計画と尼崎市緑の基本計画の策定の際に行われた市民アンケート調査の結果については、自然・生物に関する部分を抜粋した（各値は四捨五入をしているため、合計値が100%とならないものがある）。

（1）尼崎市環境基本計画策定に係るアンケート結果

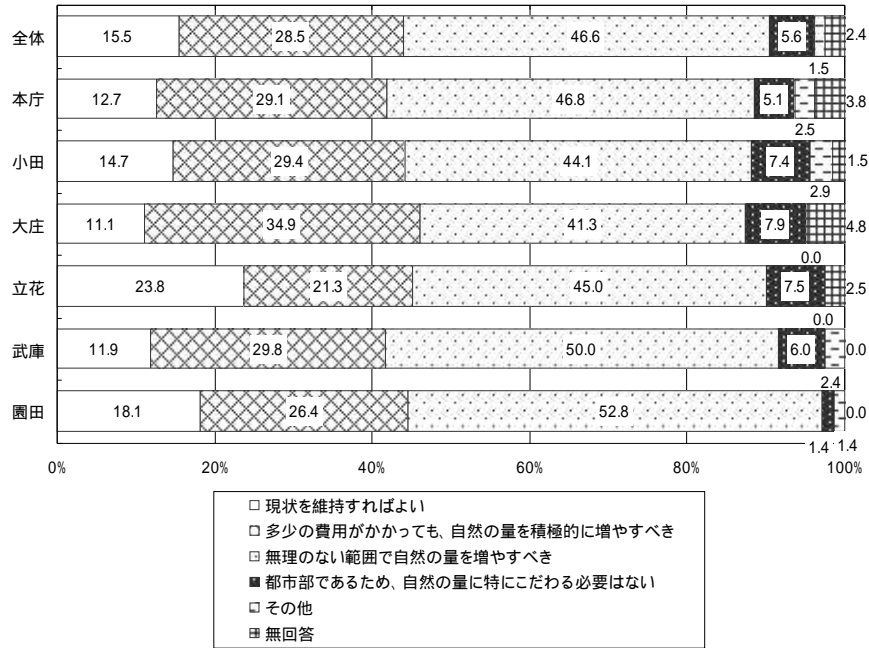
自然や生き物に関心がありますか



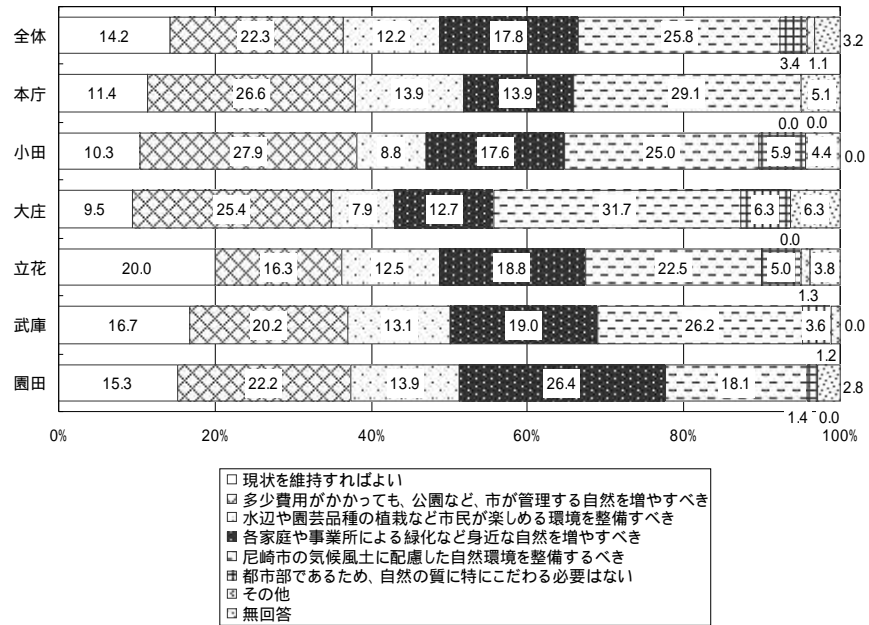
尼崎市内の現在の自然（緑、水辺、生き物など）の量についてどのようにお考えですか



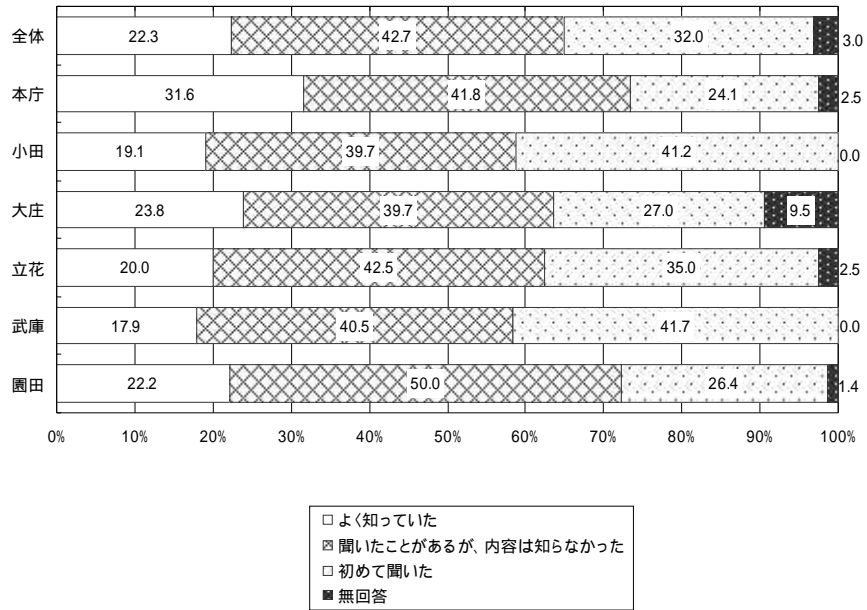
尼崎市の自然の量についてどのようにすべきとお考えですか



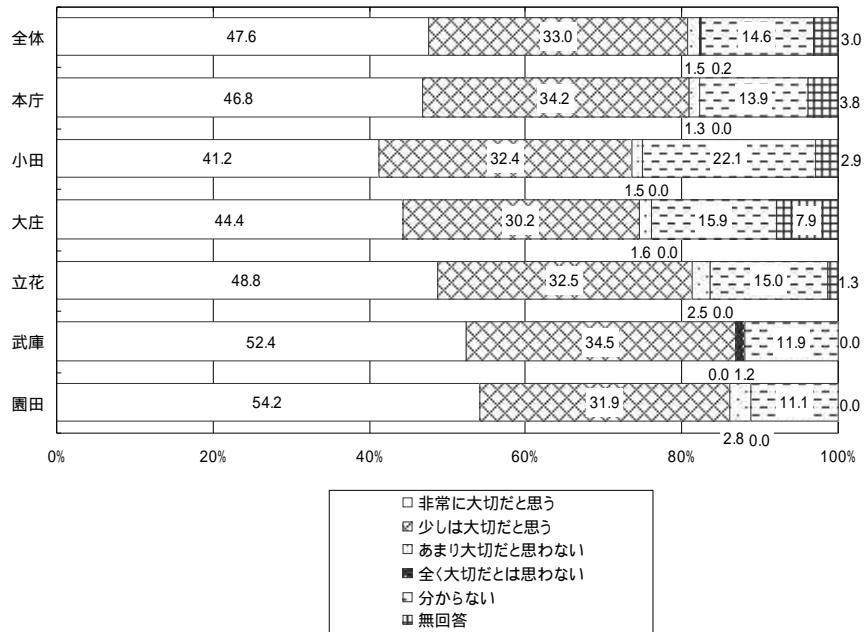
尼崎市の自然の質についてどのようにすべきとお考えですか



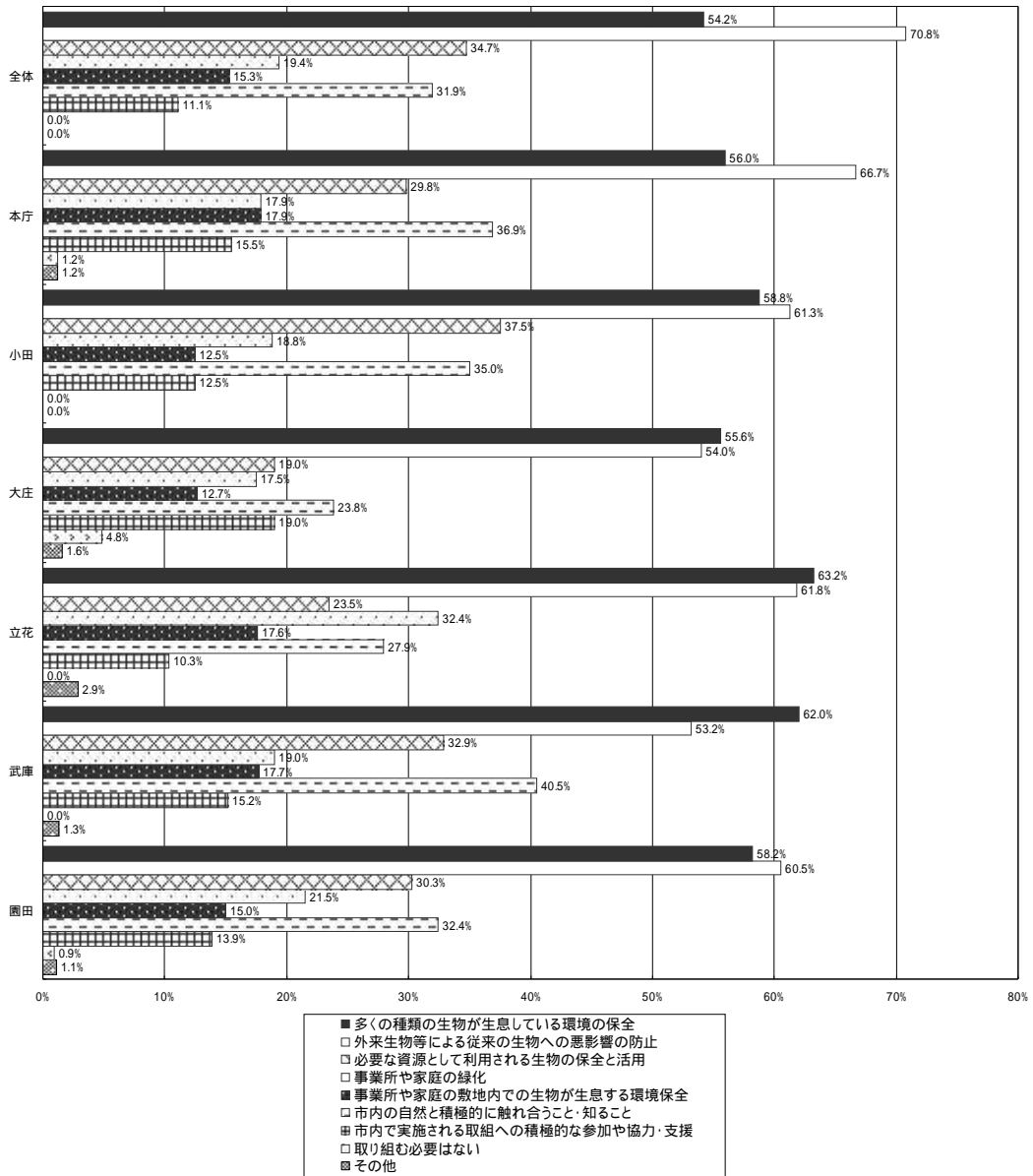
生物多様性について知っていますか



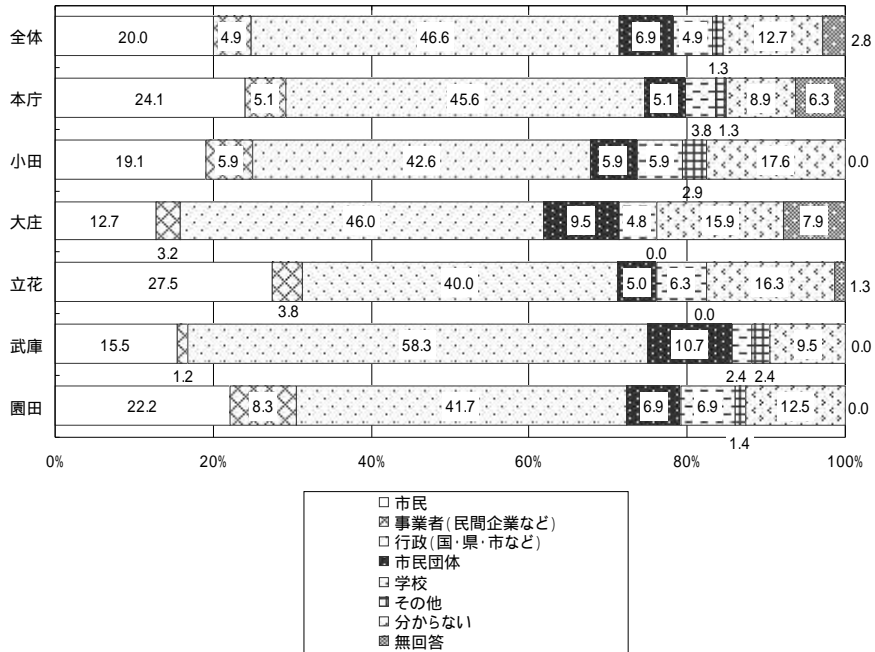
尼崎市で生物多様性を保全することは大切だと思いますか



生物多様性を保全するため、市民や事業者が積極的に取り組むべきことは何ですか

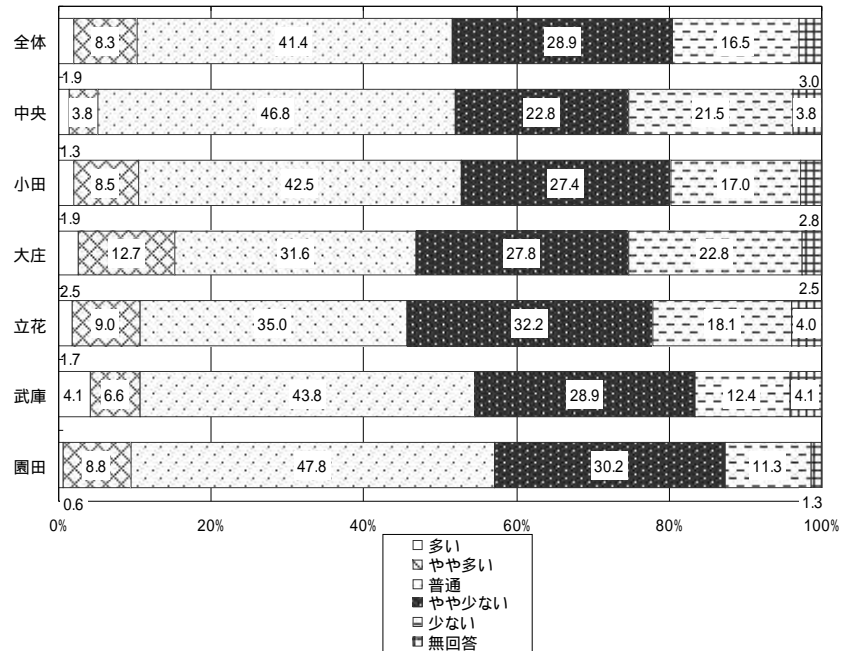


生物多様性を保全する取組について、誰が中心となって取り組むことが望ましいと思いますか

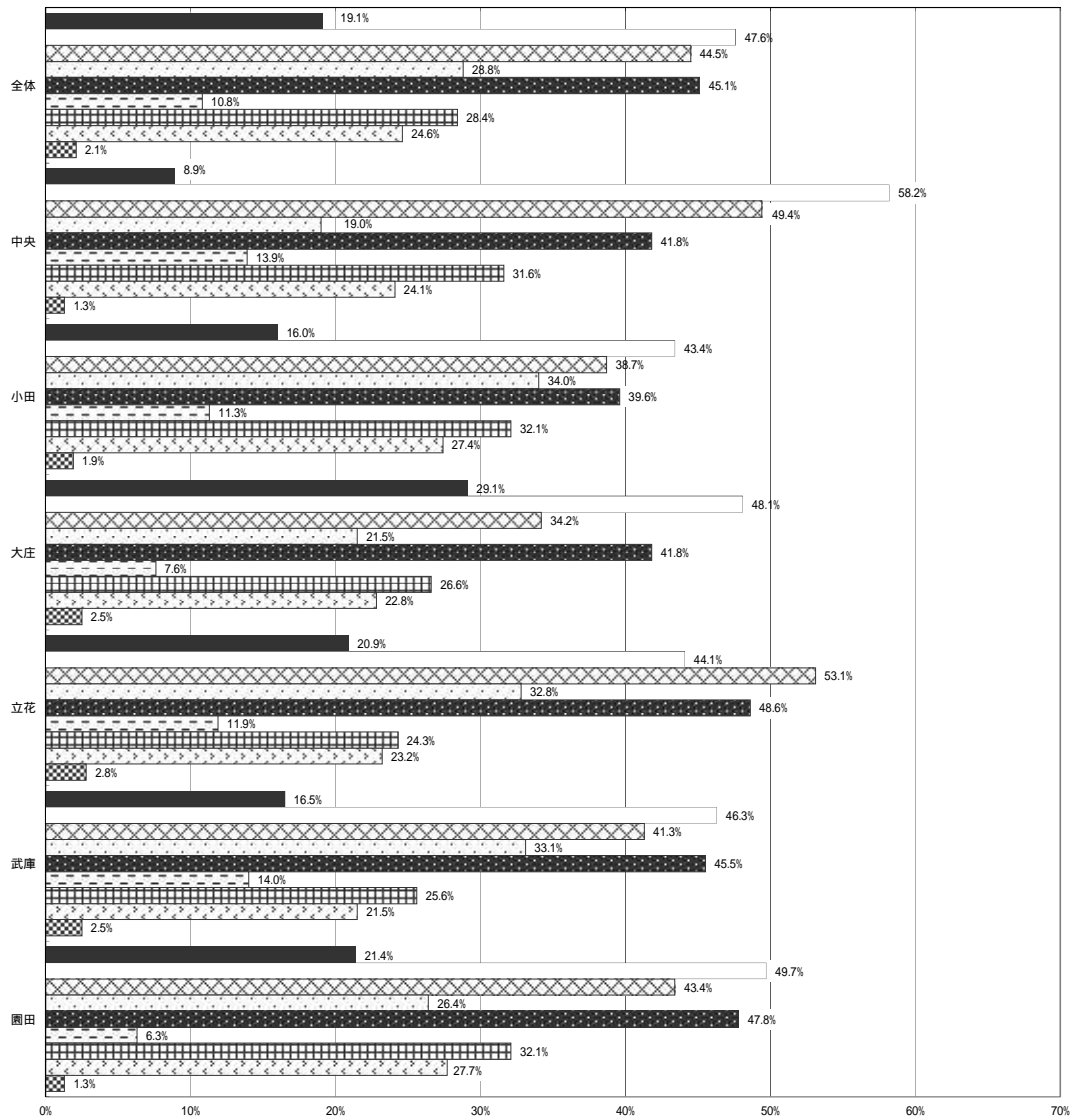


(2) 尼崎市緑の基本計画策定に係るアンケート結果

市内全体の緑の量についてどのようにお考えですか



市の緑に望むことは何ですか



- 鳥類や昆虫など生物の住みかとなること
- 都市の気温や空気などの環境を調整すること
- ▣ 都市に季節感や美しさ、風格を与えること
- ▤ 緑豊かな尼崎をアピールするような景観をつくること
- 身体健康づくりや、心の安らぎの場となること
- 交流やレクリエーションなどの活動の場となること
- ▣ 地震による建物の倒壊を防止したり、火災による延焼を遅延・防止すること
- 災害時の避難路や避難地となること
- その他

6 尼崎市の生物多様性の保全・創出に関する構想・計画

自然と文化の森構想（平成 14 年（2002 年）3 月策定）

- ・目標年次は市制 100 周年の平成 28 年（2016 年）としており、猪名川とその支流である藻川に囲まれた地域及びその周辺が対象地域となっている。
- ・猪名川自然林をはじめとする「豊かな自然環境」、猪名川や藻川をはじめ多くの水路からなる「うるおいのある水辺空間」、農地や集落がまともに残る「のどかな田園風景」、埋もれている「まちの価値、伝統、歴史」をもう一度見直し、それらを財産として捉え、守り、活用しながら楽しんだり学んだりできる地域にするための考え方などを示したもの。

尼崎 21 世紀の森構想（平成 14 年（2002 年）3 月策定（兵庫県））

- ・21 世紀（100 年間）を時間軸とした長期的な取組であり、国道 43 号以南の約 1,000 ha を対象地域としている。
- ・尼崎市の臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するために、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマとして、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを目指している。

尼崎の森中央緑地基本計画（平成 16 年（2004 年）1 月策定（兵庫県））

- ・「尼崎 21 世紀の森構想」の対象地域が約 1,000 ha と広大なため、「森と水と人が共生する環境創造のまち」を最も演出できるエリアとして、まず「尼崎の森中央緑地」（約 29 ha）を先導整備地区として位置付けている。

尼崎の森中央緑地植栽計画（平成 18 年（2006 年）3 月策定（兵庫県））

- ・尼崎の森中央緑地の周辺地域に分布する良好な植生をモデルとして目標植生の配置や導入種、植栽の方法などを定めている。森づくりにあたっては、「生物多様性」をキーワードとしており、遺伝子の多様性へ配慮するために、一般に流通している植木を植えるのではなく、周辺地域から種子を拾い、育てた苗木を植栽をしている。また、野鳥に種子を運んでもらう「鳥類散布型の緑化」を試みている。

尼崎の森中央緑地整備計画（平成 27 年（2015 年）3 月策定（兵庫県））

- ・尼崎の森中央緑地の現状を踏まえ、森の成長に応じて“人々が自然の恵み”を享受できるよう、森の利活用のイメージと場を設定し「地域を育てる森」を実現するための方向性などについて定められている。

尼崎市総合計画（平成 25 年（2013 年）3 月策定）

| |
|---|
| 施策 18 環境と共生する持続可能なまち（p69、70） |
| - 施策を考える背景 - |
| 身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造される臨海部の緑地等の自然環境を次の世代に継承していくことが課題です。 |
| - 施策の展開方向 - |
| 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。 |

尼崎市都市計画マスタープラン（平成 26 年 3 月策定）

| |
|---|
| <p>都市環境（p54 - 66）</p> |
| <p>1 環境の保全、改善と創造（p56-58）</p> <p style="text-align: center;">【まちづくりの現状と課題】</p> <p>環境創造のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海地域は、本市産業経済の発展をリードしてきた一方で、自然環境の喪失や公害の発生など、市民にとって魅力に乏し地域となっています。 ・臨海地域の活力あるまちへの再生にむけて、尼崎 21 世紀の森構想に基づくゆとりとうるおいをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出に取り組んでいます。 <p>環境意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者とともに自然林の保全活用などに取り組み、自然を大切にする意識の醸成を進めています。 <p>環境の改善</p> <p style="text-align: center;">- 省略 -</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近にある河川や水路などにおいては水質が改善され、魚が泳ぎ水鳥が浮かぶなど、除々に自然が回復しつつあります。 <p style="text-align: center;">【方針】</p> <p>臨海地域において自然環境の回復や環境創造のまちづくりを市民・事業者・行政が協働で進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や運河、湾内の豊富な水環境を活かして、水と緑豊かな自然環境の回復、創造を図ります。 ・臨海地域を活性化させ、公害のまちのイメージを払しょくし、人と自然が共生する新しい環境創造のまちをめざします。 ・生物多様性に配慮した、人と環境が共生するまちをめざします。 ・河川や水路、公園緑地などの整備に際して、生物多様性に配慮した自然環境の創出を図ります。 ・自然林などの活用を通じて環境保全意識の醸成に努めます。 ・身近に自然と親しむ場として、自然林や河川、水路、ピオトープを活用し、自然環境保全についての意識の醸成に努めます。 ・自動車公害対策を推進します。 <p style="text-align: center;">- 省略 -</p> <p>低炭素社会の形成をめざします。</p> <p style="text-align: center;">- 省略 -</p> <p>循環型社会の形成を目指します。</p> <p style="text-align: center;">- 省略 -</p> |
| <p>2 緑の保全と創出（p58-61）</p> <p style="text-align: center;">【まちづくりの現状と課題】</p> <p>新たな緑の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市はほぼ全域が市街地で山や森林がないため、新たな緑の創出に取り組んでおり、樹木緑被率は、平成 9 年（1997 年）の 5.9 %から、平成 24 年（2012 年）には 8.4 %に増加しています。 <p>都市公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街区公園は、概ね全市域にわたり整備されています。 ・近隣公園や地区公園は、地域的な偏りや未整備地域が存在するなど、公園種別ごとの体系的な整備には至っていません。 <p>長期間を経ても事業化されていない都市計画公園・緑地</p> <p style="text-align: center;">- 省略 -</p> <p>利用者の意見を取り入れた公園緑地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より愛着を持てる公園をつくるとともに、完成後の維持管理を含め公園を大切に利用していただくために、公園の設計段階でワークショップなどにより利用者意見を取り入れながら整備を行っています。 <p>生産緑地の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を生産緑地に指定し、本市に残された貴重な緑、都市の防災空間として保全を図っていますが、営農者の継続などの問題から減少の傾向にあります。 ・生産緑地地区は、平成 34 年（2022 年）から買取申出が可能となるため、急激に減少する可能性があります。 <p style="text-align: center;">【方針】</p> |

| |
|---|
| <p>自然林や社寺林などの保全を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然林や社寺林などは、市街地に残された貴重な保護樹木・樹林として適切に保全します。 <p>都市緑化を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の敷地の緑化を図るとともに、住宅、事業所、工場などの敷地の緑化を促進し、緑豊かな空間の形成に努めます。特に車や人の交通量が多い幹線道路沿道や鉄道沿線などについては、敷地景観に配慮した沿道緑化やまちかど緑化を誘導します。 ・沿道景観に配慮した道路沿道を推進し、緑豊かで歩いて楽しい緑のネットワークの充実を図ります。 ・建築物の壁面や屋上、駐車場などの緑化を促進し、市街地における土地の有効活用と緑の効率的な確保に取り組みます、 ・道路の沿道緑化の推進や民有地の緑化の促進により、公園緑地や水辺空間と一体になった水辺と緑のネットワークの充実を図ります。 <p>適切な都市公園の配置や整備について検討します。</p> <p style="text-align: center;">- 省略 -</p> <p>利用者の意見を取り入れた、誰もが利用しやすい公園緑地の整備に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する利用者ニーズに対応するため、ワークショップなどにより利用者意見を取り入れた公園緑地の整備に取り組みます。 <p style="text-align: center;">- 省略 -</p> <p>都市農地の保全と活用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園や体験型市民農園、援農ボランティア制度を計画的に活用しながら、都市農地の維持・保全に努めます。 ・農地の計画的な保全のために、生産緑地地区の追加指定に努めるとともに、貴重な農地が存続できるよう、その方策について検討します。 |
| <p>4 河川、水路、運河（p63-64）</p> <p style="text-align: center;">【まちづくりの現状と課題】</p> <p>水辺環境の改善や親水空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、武庫川、猪名川、庄下川などの河川、臨海地域の海岸線及び運河など、豊かな水辺空間を持っており、これらの水辺空間を活かした利用がされています。 ・臨海部の運河では、平成 20 年（2008 年）に兵庫県が策定した「21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト基本計画」により、水辺環境の改善や親水空間の創出に取り組んでいます。 <p>【方針】</p> <p>総合的な治水対策とあわせて環境保全と親水性の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然が残る武庫川や猪名川、藻川などの河川については、自然環境の保全とともに、親水性の向上を図ります。 ・国、県、関係市町が緊密に連携を図り、市民とともに総合的な治水を推進します。 ・運河や海岸などにおいては、市民に開かれた親水空間の向上をめざします。 <p>水質の浄化と親水空間の創出に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄下川や蓬川などの河川においては、良好な水辺環境の改善に取り組みます。 ・生態系に配慮した近自然工法を活用し、多彩で親水性の高い魅力的な水辺空間の創出に努めます。 ・都市生活にうるおいとやすらぎを持たせるような水路は可能な限り残します。 |

尼崎市環境基本計画（平成 27 年 3 月策定）

| |
|--|
| <p>目標 4 多様な生き物の生息環境の保全（p63-70）</p> <p>施策 ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施（p64、65）</p> <p>尼崎らしい生物多様性のあり方を考えていくために、猪名川自然林や佐璞丘の保全、尼崎 21 世紀の森構想の推進など本市のモデルとなる先導的な取組を重点的に進めていき、市民や事業者の参加・関わりの輪を広げていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猪名川自然林や尼崎の森中央緑地などでの取組における生物多様性の考え方や成果を学ぶ機会を積極的に設けていきます。それらを踏まえて、環境団体や国・県などと協力しながら、生物多様性を重視した緑づくりを進めるとともに、生物多様性を脅かすおそれのある外来種の防除・駆除を進めます。 ・市民や事業者による生物多様性の保全に関する取組を発掘し、内外に発信するとともに団体同士の連携を進めます。 ・本市における取組や生き物に関する情報の蓄積を図りながら、生物多様性地域戦略の策定の検討を進めていきます。 |
|--|

| |
|---|
| <p>施策 イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発 (p67)</p> <p>生物多様性への理解を深めるため、地域での取組に注目しながら進めます。また、市民参加型の生物調査を継続的に実施し、専門家の支援を得ながらデータの蓄積に取組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において生徒や教員が尼崎市の生物多様性の現状について知る・学ぶ機会を増やします。 ・生物多様性について学びたい市民に対し、専門家の派遣や講座の開催、情報の提供などの支援を行います。 |
| <p>施策 ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進 (p67、68)</p> <p>地域性を考慮しながら、生き物の生息環境の保全・創出を進めていきます。また、地域住民と協力しながら緑の量の確保と質の向上を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなみの形成だけでなく生き物の生息環境の創出を目的として、大規模住宅や商業施設の開発時における緑地の確保を促します。 ・地域の特性に応じて生物多様性に配慮できるような緑づくりの指針についても検討します。 ・既存の公園・緑地については、生物多様性の観点を取り入れながら、地域の緑の拠点として地域住民と連携しながら適正な維持・管理を行います。 ・猪名川自然林や尼崎の森中央緑地、西武庫公園など自然林や大きな公園を緑の拠点とし、その近傍を流れる河川などと有機的に繋げていきます。 |
| <p>施策 エ 緑の適切な配置と維持・管理 (p68)</p> <p>公園・緑地については、全域が市街化された本市における緑の拠点とするとともに、貴重な憩いの空間として、「尼崎市緑の基本計画」に基づき適正な配置と維持・管理に取り組みます。また、市民や事業者が自らの工夫で取り組む緑化を支援し、これを地域の魅力として発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面的な緑化のみならず、屋上緑化や壁面緑化など、緑の視覚的な効果も活用した立体的な緑化に取り組みます。 ・家庭・学校・工場・商業施設などにおいて緑を増やし、その点在する緑を街路樹などにより繋げていきます。 ・緑陰の形成などにより、ヒートアイランド現象の緩和や快適空間の形成を進めます。 ・道路沿線では緑の連続性を確保するとともに、地域と協力しながら維持・管理方法について検討していきます。 ・北部の住宅地や臨海部の工場地、それらにはさまれた商業・住宅・工場が混在する地域といった尼崎市の特性に応じて、地域の住民や事業者と協力しながら緑づくりを進めます。 ・地域住民や市民による緑づくりを支援するために緑の相談所などの拠点を活用しながら、情報発信に取り組みます。また、市内で活動する環境団体や公益財団法人尼崎緑化公園協会などとも連携し、各種イベント・講習会を通じたPRに取り組みます。 ・工場立地法の特例措置を活用し、本市独自の景観と環境に配慮した工場緑化を推進します。 ・臨海部で行われている「すき間緑化」の考え方を推進していきます。 |
| <p>施策 オ 水辺の保全・創出 (p69)</p> <p>身近に自然を感じられる水辺も貴重な資源です。水質の維持や改善、地域住民との協働による美化活動など、水辺環境の保全・創出に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外からの生き物の流入が見込まれる河川・水路については、生物多様性に配慮しながら維持・管理を行い、水質保全に努めます。 ・市民団体や事業者と連携した河川や運河の生息活動により市民が親しめる水辺空間の確保に努めます。 ・河川改修の際には、近自然工法の検討など、聞きものの生息環境に配慮していきます。 ・水路については、農業を支える重要な水系であるとともに、身近に生き物を観察できる場であるため適切に保全し、必要に応じて環境学習の行える場として活用していきます。 ・生活排水をできるだけ汚さないための意識啓発や、河川や運河での水質浄化に向けた実験などへの参加・協力の呼びかけに取り組みます。 ・運河や臨海部においては、尼崎 21 世紀の森構想や 21 世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業の推進などを通じて、水辺の魅力の発信や水質浄化施設の検眼などの環境学習を推進していきます。 |
| <p>施策 カ 農地の保全と活用 (p69)</p> <p>市街化が進んだ本市では、農地は緑地空間の確保や生物多様性の維持の観点からも重要であり、積極的に保全・活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園や学童農園などの開発を促し、その運営を支援することにより、農地を保全・活用します。 ・農家や援農ボランティアの協力を得ながら伝統野菜（武庫一寸ソラマメ・尼語）の栽培を行い、農業協同組合（JA）や商工会議所、地元の大学や事業者と連携し、その販売を促進することにより農地の保全・活用を図ります。 |

尼崎市緑の基本計画（平成 27 年 7 月策定）

| |
|--|
| <p>第 3 章 緑のまちづくりの取り組み（p56～86）</p> <p>1 基本方針に沿った取り組み</p> <p>取り組み 3 - 1 緑で豊かなまちの環境や文化を育みます（p68）</p> <p>都市環境に潤いを与える緑や、歴史・文化資源と一体となったまちの緑を守り育み、次世代へ継承します。また、地域の生態系や環境に配慮した緑づくりを進め、落ち葉や剪定枝の活用に取り組みのほか、環境教育・学習の取り組みを進めます。</p> <p>市民・事業者</p> <ul style="list-style-type: none">・緑と触れ合いながら、緑の役割や重要性について学びます。・公園や街路樹などの身近な緑や、市内に残る貴重な社寺林、保護樹木、樹林地などの保全・育成の取り組みに積極的に参加します。・地域の歴史・文化資源を発掘し、その背景となる緑の取り組みとともにできることを考えます。・生産緑地地区の追加や市民農園制度の活用などにより、農地の維持保全に努めます。・生物多様性に関心を持ち、地域の生態系に配慮した緑づくりに取り組みます。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な主体による環境や歴史・文化を保全する取り組みを支援します。・貴重な農地が存続できるよう、その方策について関係機関と連携しながら検討します。・地域の生態系に大きな影響を与えるおそれのある外来種の除去や市民への周知を進めます。・環境保全の拠点となる緑を中心に、地域固有種の保全・育成に取り組みます。・持続可能な社会の形成に向け、緑の拠点となる公園などの緑において、落ち葉や剪定枝の活用に取り組みます。・緑の役割や重要性を市民に啓発し、環境教育・学習の場として緑を活用するとともに、情報提供などの支援を行います。 |
| <p>取り組み 4 - 2 身近な緑づくりを進めます（p75）</p> <p>地域に点在する緑をつなげるために、公有地、民有地に関わらず、緑化支援制度などを活用しながら、あらゆる手段で身近な緑づくりに取り組みます。</p> <p>市民・事業者</p> <ul style="list-style-type: none">・自宅でのプランターや鉢植えによる軒先やベランダ、小さな空間でのすき間緑化などの身近な緑づくりに取り組みます。・町内会や商店街など、地域でのまとまった緑づくりに取り組みます。・店舗や事務所、工場などでは、地域住民をはじめとする多様な主体と連携しながら積極的に緑づくりを進めます。・未利用地での暫定的な緑づくりに努めます。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none">・市民・事業者に対し、多様な緑づくりの手法や、緑化以外の制度も含めたまちづくりに関連する多様な支援制度について情報提供を行うとともに、新たな制度の構築についても検討します。・開発事業を行う事業者に対し、法令等による緑化の指導を行い、積極的な緑づくりを誘導します。・公共施設の整備や建て替えにおいては、既存樹種の活用や駐車場などの敷地内の緑化、建築物の壁面や屋上の緑化など、多様な手段による緑づくりを進めます。・身近な公園が不足している地域では、公園をはじめとする緑の整備に努めます。 |
| <p>重点的な取り組み 3 あまがさきらしい生物多様性に配慮した緑を育む取り組み（p83）</p> <p>（1）取り組みの視点</p> <p>本市では、多様な地域の自然を守り、次世代へと引き継いでいくために、北東部の猪名川自然林や佐璞丘での保全活動や、臨海部の尼崎の森中央緑地での尼崎 21 世紀の森構想による地域固有の苗木を用いた緑づくりの推進などの先進的な取り組みが行われています。</p> <p>総合計画では「環境と共生する持続可能なまち」を施策の 1 つに掲げており、身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいくことが示されています。また、環境基本計画では、多様な生き物の生息環境の保全を目標の一つに掲げ、生物多様性の保全や地域特性に応じた緑づくりの推進に取り組みこととなっています。</p> <p>そこで、これらの上位・関連計画を踏まえ、現在行われている生物多様性を育む先進的な取り組みを市内全域へと広げ、つなげていくため、都市部における本市らしい生物多様性に配慮した緑のあり方について検討し、その緑を育む取り組みを進めます。</p> |

(2) 取り組みの内容

生物多様性の保全や地域特性に応じた緑づくりの推進に向け、環境基本計画と連携して、本市の生物多様性を育む先進的な取り組み（猪名川自然林や佐璞丘の保全、尼崎 21 世紀の森構想の森づくりなど）をさらに推進し、市民や事業者の参加や関わりの輪を広げます。

また、市街地における植栽樹種など、都市部における本市らしい生物多様性に配慮した緑のあり方について検討し、次世代に引き継ぐ取り組みを進めます。

(3) 展開

都市部における本市らしい生物多様性に配慮した緑のあり方を、市民・事業者・行政による緑のまちづくりに活かしていくとともに、市内外へ広く発信していくことで、「尼崎らしさ」や緑の向上へとつなげていきます。

7 ガイドライン策定の経緯

(1) 尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会構成所属

| 所属 | |
|-----|------------------------|
| 会長 | 経済環境局環境部環境創造課長 |
| | 市民協働局園田地域振興センター |
| | 経済環境局経済部農政課 |
| | 都市整備局土木部河港課 |
| | 都市整備局土木部公園維持課 |
| | 都市整備局土木部公園計画・21 世紀の森担当 |
| | 教育委員会事務局学校教育部学校教育課 |
| 事務局 | 経済環境局環境部環境創造課 |

(2) ガイドライン策定の経緯

| 年月日 | 内容 |
|-------------------|--|
| 平成 27 年 7 月 10 日 | 尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会 設置 |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 平成 27 年度第 1 回尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会 議題：尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会について 生物多様性について ガイドラインの策定について 今後の進め方 |
| 平成 27 年 11 月 20 日 | 平成 27 年度第 2 回尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会 議題：各所属における生物多様性に関する取組・課題について |
| 平成 27 年 12 月 22 日 | 平成 27 年度第 3 回尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会 議題：各所属における生物多様性に関する取組・課題について |
| 平成 28 年 1 月 28 日 | 平成 27 年度第 4 回尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会 議題：尼崎市生物多様性保全・創出ガイドラインにおける配慮事項について |
| 平成 28 年 6 月 21 日 | 平成 28 年度第 1 回尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会 議題：尼崎市生物多様性保全・創出ガイドライン（たたき台）について |
| 平成 28 年 月 日 | 平成 28 年度第 2 回尼崎市生物多様性保全・創出庁内検討会 議題：尼崎市生物多様性保全・創出ガイドラインの策定について |

問 い 合 わ せ 先

環境に関する活動全般/生物調査・外来生物に関する情報について
環境創造課 Tel : 06-6489-6301

猪名川自然林・佐璞丘での取組について
園田地域振興センター Tel : 06-6491-2361

衛生害虫（人の身体に影響のあるもの）について
生活衛生課 Tel : 06-4869-3017

ペット（犬・猫など）の飼養について
動物愛護センター Tel : 06-6434 - 2233

有害鳥獣/市民農園/伝統野菜について
農政課 Tel : 06-6489-6542

水路・河川の維持管理/立ち入りについて
河港課 Tel : 06-6489-6498

公園・緑地の維持管理について
公園維持課 Tel : 06-6489-6531

尼崎 21 世紀の森での取組/緑化について
公園計画・21 世紀の森担当 Tel : 06-6489-6530

学校における環境教育について
学校教育課 Tel : 06-6489-6727